

2020年10月12日

## 【インベスト香港（東京）ニュースレター第9号】

各位

平素より大変お世話になっております。インベスト香港 東京事務所です。

10月11日時点での香港域内における新型コロナウイルス感染者数は2019年12月からの累計で5,183名（含 退院4,919名、重症8名、入院または自宅待機124名、死亡105名）です。

1日当たりの感染者数が一桁の日もあり、企業による経済活動は徐々に活発になってきております。

[https://www.chp.gov.hk/files/pdf/local\\_situation\\_covid19\\_en.pdf](https://www.chp.gov.hk/files/pdf/local_situation_covid19_en.pdf)

今回は、香港における新型コロナウイルス感染症対策 第三弾および今後開催予定のオンラインセミナーに関する情報をお送り致します。お役立ていただけますと幸いです。

=====  
インベスト香港（東京）ニュースレター（第9号）  
=====

### 【今回のトピックス】

1. 香港における新型コロナウイルス感染症対策 第三弾（9月15日現在）
2. オンラインセミナー「中国本土におけるサイバーセキュリティ法およびデータ保護」（10月15日 18:00-19:00）
3. オンラインセミナー「香港での新しいフィンテックのトレンド～バーチャルバンクの最新動向と香港での資金調達法」（11月6日 15:00-16:00）
4. オンラインセミナー「香港のビジネス最前線と日本企業にとっての事業機会」（11月17日 15:00-16:00）

#### 1. 香港における新型コロナウイルス感染症対策 第三弾（9月15日現在）

香港特別行政区政府は9月15日、新型コロナウイルス感染対策 第三弾として以下のとおり発表しました。

同対策の内容とそれぞれに割り当てられた予算は次のとおりです。

- a) 新型コロナウイルス感染症防止対策機能の強化： 130億香港ドル
- b) 新型コロナウイルス感染症により、大きな打撃を受けた業界や個人に対する政府支援： 45億香港ドル
  - Comprehensive Social Security Assistance（包括的社会扶助（CSSA））スキームの下、失業者への特別支援を6か月延長（2021年5月31日まで）とする

● 次の業界・分野・個人への政府助成金の給付

- 飲食業
- 観光
- 航空・運輸
- スポーツ
- 芸術・文化
- ポップコンサートの運営会社
- クラブハウス
- 映画館
- 教育関連（含 幼稚園、私立小中学校、学習塾、各種学校および高等教育機関への給食会社、スクールバス会社）
- 保育所
- NGOにより雇用されたカルチャーセンターの講師
- 美容院
- マッサージ店
- ゲームセンター
- 温浴施設
- フィットネスセンター
- 娯楽施設
- コンサート会場、劇場
- パーティールーム
- ナイトクラブ
- バー・パブ
- カラオケ店
- 麻雀店、TinKau 店

c) 政府所有不動産賃料および各種政府関連手数料の免除および減額：総額 50 億香港ドル

- 政府所有不動産 賃料 75% / 100%減額（現行）を 6 か月延長
- 27 種類の政府関連費用免除（現行）を 1 年間延長
- 新規 7 種類の政府関連費用を 1 年間免除
- 非住宅ユーザーの水道・下水道料金 75%減額（現行）を 4 か月延長
- 2020-2021 課税年度の第 3・第 4 四半期の非住宅固定資産税減額の上限を 1 四半期につき 1,500 香港ドルから 5,000 香港ドルに引き上げ
- 以下の政府系組織によるテナント料の減額： 総額 10 億香港ドル

Hong Kong Housing Authority・Hong Kong Housing Society・Airport Authority Hong Kong・Hong Kong Science Park・Cyberport

d) SME Financing Guarantee Scheme（企業特惠低金利融資(SFGS)）の強化

- 100%保証融資： 従業員の賃金および賃料合計額の 12 か月分（現行 6 か月分）または 500 万香港ドル（現行 400 万香港ドル）のいずれか低い金額を融資保証、返済期間を最長 3 年から 5 年に延長
- 90%保証融資・80%保証融資： 元本返済猶予期間を最長 18 か月（現行 6 か月）に延長（申込期限 2021 年 3 月 31 日）

e) 香港金融管理局と銀行界による元本返済猶予プログラムの延長

- 一般借入金： 2020 年 11 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日までの間に支払期限を迎える借入金も 6 か月の返済猶予の対象（現行 2020 年 10 月 31 日まで）
- 貿易金融ファシリティ： 2020 年 11 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日までの間に支払い期限を迎える借入金も 90 日の返済猶予の対象（現行 2020 年 10 月 31 日まで）

詳細については、こちら：

[https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/fund/20200915-pressreleaseppt\\_en.pdf](https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/fund/20200915-pressreleaseppt_en.pdf)

これまでに発表したビジネスおよび個人に対する支援策についてはこちら：

[https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/fund/Fact\\_Sheet\\_Relief\\_measures.pdf](https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/fund/Fact_Sheet_Relief_measures.pdf)

新型コロナウイルス対策に関するウェブサイトは、こちら：

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/anti-epidemic-fund.html>

## **2. オンラインセミナー「中国本土におけるサイバーセキュリティ法およびデータ保護」(10月15日(木) 18:00-19:00) 英語(日本語通訳なし)**

中国のサイバーセキュリティ法が2017年6月1日に施行されたことにより、サイバーセキュリティに対する政府、ネットワークオペレーターおよびユーザーの権利と義務が強化されました。同法令を遵守するにあたり、ビジネスおよび個人にとっては新たな課題が発生しました。

ネットワーク運営の拠点を香港にもちながら中国本土でビジネスをされる場合も同法令が影響する可能性があります。

同セミナーではスピーカーにPwCのパートナー Kok Tin Gan 氏およびマネージャー Duncan Ding 氏をお迎えして次の5つの点においてご説明します。

- 個人情報の越境データ移転
- 個人情報セキュリティ規範 2020
- サイバーセキュリティ審査対策 2020
- 情報セキュリティマルチレベル保護スキーム認証
- ネットワーク情報管理

セミナーの詳細とお申込みはこちら：

<https://www.investhk.gov.hk/en/events/investhk-webinar-cybersecurity-laws-and-data-protection-china.html>

## **3. オンラインセミナー「香港での新しいフィンテックのトレンド～バーチャルバンクの最新動向と香港での資金調達法」(11月6日(金) 15:00-16:00) 日英同時通訳有**

主催：香港特別行政区政府投資推進局（インベスト香港）、一般社団法人 Fintech 協会

インベスト香港は「香港フィンテックウィーク 2020」に合わせて、当セミナーを開催し、香港フィンテック市場の最新トレンドをご紹介します。

今年満を持して開業したバーチャルバンクの CEO による体験談や知見、投資家から香港での資金調達のためのアドバイスなど、香港フィンテック市場の最新情報をお伝えします。

セミナーの詳細とお申込みはこちら：

[https://us02web.zoom.us/j/91912122000/register/WN\\_VsNag1BJRKKX1Hju3HqufA](https://us02web.zoom.us/j/91912122000/register/WN_VsNag1BJRKKX1Hju3HqufA)

「香港フィンテックウィーク 2020」の詳細はこちら（英語）：

<https://www.fintechweek.hk/>

#### 4. オンラインセミナー「香港のビジネス最前線と日本企業にとっての事業機会」（11月17日（火） 15:00-16:00）

主催：香港貿易発展局、特定非営利活動法人日本香港協会

共催：香港投資推進局（インベスト香港）

当オンラインセミナーでは、急速に変化する香港を取り巻く昨今のビジネス環境において、現地に進出している日本企業がどのような対応を迫られているのか、またどのように香港を活用しているのか、昨年香港に初出店し今年9月までにすでに3店舗を出店するなど、すでに現地の消費者に広く支持されているDON DON DONKIを運営するパン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの現地責任者に登壇いただき、現地からの最新情報をお伝えします。

セミナーの詳細とお申込みはこちら：

<http://www.hktdc.com/info/ms/a/jp/1X04DVQP/1/>

ニュースレターの内容やその他香港に関するご質問やご相談は、こちらのメールアドレスまたは電話番号までご連絡下さい。

Email：k\_hashiba@hketotyo.gov.hk（橋場）

Tel：03-3556-8961

以上、よろしくお願いいたします。

配信停止はこちら：invest@hketotyo.gov.hk（本メールアドレス）までご連絡下さい。

=====

香港経済貿易代表部

Hong Kong Economic & Trade Office

投資推進室

InvestHK Desk

Tel：03-3556-8961 Fax：03-3556-8960

〒102-0075 東京都千代田区三番町 30-1

E-mail：k\_hashiba@hketotyo.gov.hk

URL：http://www.InvestHK.gov.hk（InvestHK）

http://www.hketotyo.gov.hk（香港経済貿易代表部）



**InvestHK**

The Government of the Hong Kong  
Special Administrative Region